

逐語録

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。市長の大坪です。副市長の荻原です。総務部長の竹村です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます、環境共生部主幹の川鍋です。以上となります。

また今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶をいただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。受付の際に、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしております。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としましてお配りしたものです。資料はお手元にありますでしょうか？よろしいでしょうか？

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くとも11時半ころまでには終了したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信も行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承くださいければと思います。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、市長の大坪より挨拶させていただきます。

（市長）

おはようございます。本日は大変暑い中、そして休日のお忙しいところをですね、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北原公園ごみ搬入路裁判、これは令和4年9月8日に最高裁にて、上告受理の申し立てが不受理となって二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の長年の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったところでありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与

逐語録

えたとされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてまいりました。当初は、本件通行路については、地元の皆様の思いを酌んで、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年に具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまっただけで済まないと、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまい、結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまいました。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについてお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えています。これまで、市民のみなさまには広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたが、市民のみなさまにご説明させていただく場を設けさせていただきました。

なお、本日は原告団の方もご出席をいただいております。このあと、あいさつをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

（司会）

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表しまして、窪田様からもご挨拶をいただきたいと思っております。窪田様、よろしくお願いいたします。

（原告団代表）

原告団から報告させていただきます。弁護士の窪田です。

私どもは、「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟を提起いたしました。20年の11月12日に東京地方裁判所判決、21年12月15日に東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、最高裁の上告が不受理となって、判決が確定しました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題は終結しましたが、判決は、「都市計画が行政をしぼる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」という貴重な先例になったと思っております。今、北川原公園計画の原点の再確認を日野市石田地域は、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっていますけれども、ごみ焼却施設、し尿処理施設、下水道施設が集中する地域でもあります。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、森田市長は、「この事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」この状況の下で、「環

逐語録

境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。今回の裁判は、この原点を再確認する機会ともなりました。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等 4 項目の合意を結んだわけでございます。原告団も、この合意を実現するために日野市との協議を重ねて、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出しました。今日がその第 1 回目で 8 回の説明会を開きます。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止め、私たち原告団自身も、市民の努力の一翼を担いたいと決意しております。

市と原告団の合意書は、第 2 項目、第 3 項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30 年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守ることがを共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただきたいと思っております。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力のある北川原公園づくりを進める機会となるように、また、30 年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会とするために、原告団も全力を尽くしたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元の資料をご覧くださいながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

（市長）

それでは、着座にて説明させていただきます。

【スライド 3 ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の 3 市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題がありました。日野市内も含め、3 市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものでございます。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年 9 月に最高裁にて上告不受理となり、市の敗訴が決定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様にご説明さ

逐語録

せていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただいたものとなります。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認したいと思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側の合流点付近からクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用してまいりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりであります。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年には、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターでございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となって、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にいただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定がなされました。昭和55年には事業が認可されて、昭和62年から建設工事が着手され、平成4年から運転を開始しております。

【スライド7ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされておりました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど説明いたしましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画が決定されております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。

逐語録

ます。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしており、平成18年に完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しています。青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口交差点を右左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井・国分寺2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となります。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道20号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があり、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車となりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、約70台の低減が図られております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することとなりました。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、詳しく説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様と環境対策について対話をしておりますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後の専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

この市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」「市長の裁量権を逸脱

逐語録

するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としております。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。このたびの住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されております。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、「市に対し搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものであります。理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難く、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきである、というものであります。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことにより、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくこととなります。

【スライド16ページ】

このスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもと検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りない判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分

逐語録

寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会に上程していません。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートの沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びするとともに、深く反省するところでございます。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催してまいります。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては、「早期に違法状態の解消を図ること」「行政に対する信頼を回復すること」「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」を念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあとの検討会の詳細について、緑と清流課長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【スライド20ページ】

緑と清流課長の高木でございます。私からは、今後取り組んでいく検討会についてご説明します。検討会につきましては、10月に発足したいと考えています。任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとなります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議につきましては、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと考えております。検討会の委員としては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しているところでございます。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募

逐語録

集しておりますので、ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいている伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家として参加をしていただく予定でございます。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスでございます。まず、ステップ1といたしまして、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきたいと考えています。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策を様々な角度からすべて出していただきたいと思います。そのうえで、ステップ2といたしまして、ステップ1で出された方策の一次選定を行ってまいります。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞っていきたいと考えています。次に、二次選定といたしまして、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出してまいります。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階として周辺住民はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえ、ステップ5として、合意形成を図っていきます。一定の合意形成が図られたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上でございます。

（司会）

これより、質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、1問ずつご発言をお願いしたいと思っております。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願いいたします。それでは、どなたかご質問ご意見のある方はいらっしゃいますか？

（市民）

私神明から参りました磯崎と申します。何点か質問があるんですが、まとめて言って構わないですか。

（司会）

できれば一問一答ということで。

（市民）

はい、わかりました。ご説明いただいて、判決を受けて原告団と日野市との間で、この合意ができたことは大変重要なことだと思います。この合意を実現していく今後の取り組みについて、検討会の説明がありました。検討会は技術的財政的に、っていうのがあるから、相当専門的な、あるいはお金も関わる問題ですから、これ進めていく上での日野市としての決意というのですかね。日野市としてのリーダーシップ、いつまでにこの解決策をまとめて

逐語録

いくのか。その辺の見通しを伺いたいと思います。

⇒（市長）

先ほどステップ 1 2 3 4 というふうに、ステップを刻ませていただきました。まず、10 月から検討会を始めて、できることなら、令和 5 年度中に、課題解決の方策の洗い出しをして、令和 6 年度には、一次選定を行ってということ、6 年度中にステップ 2 3 4 ぐらいまでは進むような形を考えたいなというふうに思っております。なにぶん手探りの部分があります。当然専門的な見地の部分ありますんで、そういうことにどれぐらい時間かかるかわかりませんが、一刻も早く要請解消を進めていかなければなりませんので、概ねそんなことを考えているということで、なるべく早くというふうに思っておりますが、ただ急いで拙速なものをするわけにはいきませんし、当然中身については、住民合意、市民の広い幅広い理解も必要ですから、そのための時間はどうしても必要になるのかなというふうには考えております。

（市民）

ありがとうございます。続けていいですか。

（司会）

どのくらいぐらいございますか。

（市民）

ちょっと 3、4 本あるんですね。ちょっと関連していますから。

（司会）

後ほど順番でお示しさせていただきますので。

（市民）

程久保に住んでおります安藤と申します。

3つの観点から質問がありますが、1問ずつということなので、まず北川原公園について、市長の見解を伺います。この公園は、あの広報、お知らせでも確認できておりますが、1975 年にあの北原公園を都市計画公園として位置づけて事業を開始したと認識しております。既に 44 年が経っております。しかも経緯にも触れておりますが、迷惑施設の対価として、特に地域の住民へ約束したものであり、市長が何代変わろうとも、市政としての継続がありますから、確実にこれは早急に実現しなければいけないものと私は認識しております。その点についてですね、今後の検討課題として、このことも含まれるのかどうか。今私が 3 つ質問あると言ったのは、課題は北川原公園の行政が市民および周辺住民に対しての約束されたことであること、それと搬入路の違法性の問題。それから 30 年後、どのようなごみゼロ社会を目指すかということと広域処理との整合性があるのかどうか。こういう問題について、何かこの検討会は微妙にどこまでが線引きでどのような課題になるかって示されていませんが、まず第 1 の質問、北川原公園の早期実現と、この検討課題とは切り離れた問題であると私は考えていますが、市長の見解はどうなのでしょう。

⇒（市長）

はい、北川原公園の経緯等については先ほどご説明したと思うので、当然それは市長

逐語録

が代わっても代々引き継がれるべきもの、また北川原公園自体はまだもう大きな都市計画決定があってもまだ一部しか実現しておりませんし、当然、迷惑施設の対価としてできたものでありますので、ごみ搬入路の解消、解決した上で、本来の北原公園を実現しなければならないとっております。ただ、この検討会の守備範囲というのは、ごみ搬入の違法状態の解消を通じて、公園を復元するということまででありますんで、それ以上どこまで行くかそれはちょっと私の方で、今ここで申し上げることできないかなと思っておりますが、基本的趣旨はそのように考えております。

（司会）

どうぞ、隣の方。

（市民）

程久保に住んでおります有本と申します。グループ、ステップ提案ですか、これでいったらたいしたことはできないなっていうのが感想です。たいしたことっていうのは、大きな予算をね、使って何かやるってことはできないだろうと。それで質問ですが、バイパスからね、下に下りる道路。これを作る必要があったのは、他の市、国分寺市と小金井市のごみを日野が引き受けると、これをやるためには、ゴミ収集車がたくさん入ってきて、新しいここにあるようなツールを作らなきゃなんないっていう、こういうことが出てきていると思うんですね。だからこの問題になっている北川公園内のこの道路ってのは、前の馬場市長だと思っておりますけど、小金井と国分寺のごみをこっちでやるという腹を決める段階ではもう既にね、この提案が、市の内部で検討されていたらと思うんです。その点をお聞きしたい。

⇒（市長）

先ほど少しご説明させていただきましたが、あの3市共同の前からですね、搬入路の問題、生活道路を通すことについては、地元の対策委員会からもお話をずっと得ていました。その上で、なおかつ3市共同を進めるということは、なおさら多くの車両は生活道路を通ることになりますんで、それは困るという話になって、その段階で北川原公園内をという話は、そのときに正式決定じゃないけどもそういう方向性は考えておりました。以上です。

（司会）

他にございますでしょうか。

（市民）

平山の林と申します。判決文の中でも指摘されていますけども、30年後にですね、このグリーンセンターを解消するということの実現性ですね、これは甚だ疑わしいと。30年経ったからごみ問題が解消する可能性は極めて少ないと。もし検討会を開いてですね、この問題を解決する方策を話し合うとしてもですね、今までこれだけ長年検討して話し合ってもいい案が思いつかなかったものですね、裁判で負けたからという理由だけでですね、簡単に良い案が出てくるとは思えないんですね。やっぱり重要なのはですね、根本的な発想法の転換、まず迷惑施設であるっていう発想そのものを転換する必要があると私は考えています。

逐語録

ちょっと埼玉県所沢市の近くにですね、産業廃棄物の処分場が集中しているところがあって、もう地元住民から散々反対されていたんですけども、その中で石坂産業というところがですね、地元住民に愛される施設をつくるということでですね、全く発想を転換して、現在では地元の子供たちが将来石坂産業で働きたいというような優良施設になっています。この件はですね、もう何年も前に日野市にメールでお伝えしたんですけど、多分無視されて全く記憶にもないと思いますけども、そういう成功している廃棄物の処理についても民間の知恵ですね。これをやっぱり、ぜひとも参考にすべきではないかと。やっぱり公務員というのは、その発想も硬直しているんで、廃棄物処分施設が迷惑施設であるってもう、発想が硬直しちゃっているんですね。そこをぜひ発想を変えてですね、その地域住民の子供が将来その施設で働きたいと思えるような、そういう施設をですね、一体となってですね、構築していくべきじゃない、石坂産業を見学することは今でもおすすめします。発想の転換という意味ですね。

（司会）

ご意見でよろしいのでしょうか。

はい、ありがとうございます。

他に、ございませんか。

（市民）

元原告団の一員であった井上と申します。このたび、合意書の1 2 3 4の中の1項目に、あらゆる方策を検討しているというところにあります、違法解消の対策についての意見として、私は一応、パネルで門前でご挨拶させていただいたものですが、可燃ごみ、日野市のものについては、浅川堤を通過していた。他市のごみを受け入れるんだしたら、多摩川沿いを使ってくださいよという要望は、現地の新石自治会からの要望でした。で違法解消するのであれば、とりあえず日野市のごみだけは元の浅川堤を通過してくださいよという要望をこのたび申し上げましたら、その原告団としては、そういう個人的に、個別に意見を述べるということは避けていただきたいということから、1項目目で異議を、そう言ったのを持っている方は、原告団としては、辞退くださいということから、私は、辞退いたしました。今回の報告会の席でこのようなことを申し上げるのは、ごみ裁判で大変お世話になった窪田弁護士さんとか、たくさんの弁護士さんの方々に異議を申し立てるようで、大変申し訳ないんですけども、もう本当に窪田先生にもお世話になったと思います。ですが、どうしてもあらゆる方策、それを排除しないってということが、今回の合意書の大前提にあって、違法解消するということのために、私は、合意書、同席させていただいております。その中でやはり検討会という形で今後スタートいたしますけれども、あくまでも他市のごみを受け入れる大前提としての合意書については、ちょっと態度が違いますので今後ともいろんな形で意見を述べていきたいと思っております。日野市の方に対しての要望なんですけれど、新たに公園を整備することについて、こちらの先ほどの原告団の弁護士さんとしてのその窪田さんのご意見、このお話と、日野市のこの説明の検討会のことを含めて考えますと、公園作りについては、お金はその35億円の迷惑料は、決して市民の側から声を出して欲しくない。日野市が迷惑料を使う、使わないは、これは日野市の勝手だと思

逐語録

うんですが、そもそもが市民が迷惑料で受けたら、市民の思い通りの公園ができなくなる、そういうような思いがあって、地域周辺5自治会からは迷惑料がどんなに喉から手が出るほど欲しくても、声を出さなかったんです。そういった経緯を踏まえたら、迷惑料を絶対使って欲しくない。いい公園、夢のある公園作りは大いに大賛成ですけど、迷惑料を使えば、二度と30年どころか、その先の30年も使う羽目になると私は思っております。以上、意見ですけども、よろしく願いいたします。

（司会）

ご意見ありがとうございました。

他に、なければ、2回目に回させていただきたいと思います。

（市民）

はい、ありがとうございます。先ほど、合意書の中身はね、大変重要な内容だということをお申し上げました。2項目目と3項目目に関わって、伺いたいと思います。30年後の日野のごみ政策のあり方をどうするのかということに繋がる大事な合意になっていると思います。30年後のごみをどうするか、これを市民参加で協議し決めていくということになるのかどうか、この点に関わって伺います。一つは、合意の2番目のところに、3市覚書を再確認し、速やかに協議を開始すると書かれています。今日資料で3市覚書、配られていますが、3市覚書の9項目目のところに、小金井、国分寺、日野がですね、引き続き共同処理について、行っていくのかどうか、再度協議していくということは書かれていると思います。このことも含めての協議が行われるということだと思えます。速やかにこれを協議していくために、どういうふうに行っていくお考えなのかを伺いたいと思うんですが、今日配られておりませんが、これ3市とクリーンセンターで協議して出されているスケジュールだと思えますが、次の建設場所の選定が、この計画だと今から12年後から建設場所を選定する、建設開始は19年後からだ、こういう一覧表が出されております。この12年後まで何を検討するのか、このことも伺いたいと思いますが、この中には共同処理を続けるのかどうか、これも当然含まれると思います。協議の見通しを伺いたいと思います。

（市民）

関連質問よいですか？

（司会）

ではよろしく申し上げます。

（市民）

合意書の内容、特に3番で脱償却を含めたごみゼロ社会の実現を目指すことと明記されたことについて、原告団と市長の見識に敬意を表します。この言葉のベースには、SDGs、それから脱炭素社会についての市民合意ができているという前提での、市長のこの合意だと思うんですね。確かに市の広報からごみゼロ社会に向けてこうやっていこうとの提言はありますが、このことを踏まえると、どうしても私には、広域処理、これが決まった当時のごみについては、僕の認識ですと、当時は各市広域処理で新施設を造ってやって燃えさせないものはない。当時、たしかダイオキシンの問題があったと思うんですが、高温処理をすれば、そういった公害対策にメリットがあるんだと、今の社会情勢とは全く違ったところからスタ

逐語録

ートした、私は広域処理化だと思っています。今、市が表明しているようなごみゼロ社会へ歩み、市長がここで違法性解消に向けての第3項目で、市民の間での合意ができていると言わんばかりのこの認識は、当然、広域処理に対して、日野市として30年後は今までの約束があるにせよ、将来に向けて、あの広域化から抜ける、抜けるべきではないかというような見識があるんじゃないかと思うんですが、それについては、住民の合意を得るために、市長がそういったビジョンをお持ちであれば、ここに意向表明、私のイニシアティブでこういうふうに持ってきたいんだと、そういった表明も可能ではないかと思うんですが、ご見解を伺いたいと思います。

⇒（市長）

はい、お2人の質問ということでございます。工程表をとりあえず、3市での12年後というお話を磯崎さんの方からお示しいただきました。当時3市でごみを始めたとき、大型炉の施設を作るんだというご批判をいただきながらということでありました。ご存知の通り国分寺市、小金井市、日野市は全国の自治体の中でも、おそらくゴミの減量、1人当たりのゴミ排出量はトップクラスであります。さらにごみ減量を進めていこうとしているということになると、これがごみ減量がどんどん進んでいってごみゼロに近くなれば当然、大型の焼却炉は必要なくなる、脱焼却ということも必要になってくる。そうした場合に、どこに焼却炉を作るのかという問題は、今ほど大きな問題にならない可能性があるかなとは思っております。ただ、これは抽象的可能性であって、現時点での毎年のごみの状況を見ると、そこまで急速に進むかどうかという、なかなか厳しいかなというふうに思っております。やはりなるべく燃やさないようにするけれども、燃やす炉はどこかに作らなければならない。となると、この枠組みの中で、国分寺、小金井市いずれかのところに、次の炉については、作っていただくようなことを交渉していかなければならないし、それは小金井国分寺市、そして小金井、国分市市民とも話をしなければならないというふうに思っております。できることならば、脱焼却が望ましいと思っておりますが、今そういう考えを持っておりますので、それから合意書の中で、市民との共有できているのかのごとくというふうに申し上げました。これは、共有は部分的にはできているかもしれないし、できない方もいらっしゃいますから、この問題をきっかけにさらに広く共有、問題意識を共有し、その合意を作っていきたい。それも含めて、この説明会を開始したわけでございます。以上です。

（司会）

他にご質問・・・

（市民）

意見を言いますけども、今のお話でね、私、程久保のほうにごみ処理場が来るのかな、なんてちょっと心配していたんですけども、他市に持っていくとなれば、ずっと先の話になりますよね。ごみ処理場作るとなると相当時間、地元を説得するのに時間が必要ですから、そうすると今の可燃ごみ処理施設のね、かなり長く使われるっていうことになります、はっきり言えば。先ほど最適、ステップ提案。これはできるだけもう短い時間で違法性を解消しよう

逐語録

ということになれば、今あるのをそのままね、違法でないようにすればいいんだっていう、そういうね、安易な着地点が見えちゃうんですよ。それじゃあおかしいと思うんですよ、行政の進め方として。最初に市長が立派な提案をして、こういう公園ができるならまあいいかっていうことで地元がね、納得して、その後何代か市長が代わると全然そうならないと。日野市の行政ってのはそういうのでいいのかっていうことですよ。ここはね、市長が決断してお金を使ってね、今の可燃ごみ施設、長く使うことになりそうなら、お金を使って解決することを考えてもらって。具体的に言いますとね、資料の 10 ページに、それから 8 ページのところの絵で言いますと、国分寺なんかのごみを焼却炉に入れるのにバイパスから降りるね、道路が必要なんですけど、これ多摩川道路の脇にですね、陸橋のようなものを少し長めに作って、それで並行して多摩川側の道路にね、繋げると。そして、10 ページのところの、上にありますけど、3 の絵のところの図で、浅川水再生センターと、クリーンセンターってのがありますよね。この赤で仕切られたこの辺りに、浅川堤防道路と多摩川側道路を繋ぐ道路を作ってますね、そして、そうすればね、ずいぶん、小金井とかね、国分寺の車もね、迷惑をかけないで、長く運用してもね、地元にはあんまり不満になんないと思うんですよ。今の日野市の進め方ではね、市長さんが決断して、前の馬場市長が決断してこれを持ってきたんだから、逆をやればいいんですよ。市長が決断して、大きなお金を使うということをやれば、もっとね、いいものができるし、将来どっか他の日野地区のところへね、焼却炉を移すっていう場合も、こういう行政だったよってなればね、受け入れやすいですよ。だけど、最初に受けたのと、出来上がったものとは全然違うじゃないかってなったらね、みんな警戒しますよ、そういう市政でいいのかっていうことですね。

（司会）

ご意見ありがとうございます。他にございますでしょうか？

（市民）

今、続いています発言の関連ですけども、この覚書のやはり第 9 条っていうんでしょうか。9 項目目のこの稼働後の適切な時期により構成団体間での共同処理について再度協議するというこのあたりのところなんですけど、私は適切な時期っていうのはきちんとした、いつっていうことが明記されていません。ただ、今回の最高裁の不受理によって、この公園内のごみ搬入路が違法ってなった以上は、行政としては、違法状態を長く続くっていうことは絶対避けなければいけない問題だと思うんです。ですから、私は本当にのんびり 3 市の協議をね、始めるのではなくって、本当に今すぐにでも 3 市の協議を始めてもらいたい、そういう思いが強いです。そして、共同処理についても、この問題をよく読めば、現在の構成団体で、施設整備および運営する場合にはとなっていますが、これが今の小金井、国分寺、日野の 3 市で続くならば、これを協議するということ。その時期には、日野市からはよそに行くってなっていますが、この 3 市の中に、例えばどこか一つ抜けた場合には、3 市の構成は、崩れるわけです。そうすれば、このおおむね 30 年ということは、非常に曖昧な日程になると思うんですね。下手をすれば、今の焼却場だって耐用年数の 30 年をはるかに超えて、稼働し続けてきたのと同じような結果になりかねないと思います。今日の説明がありましたように、昭和 34 年から、あのずっと石田のところに焼却炉ができました。それ以前

逐 語 録

は、日野市のごみの歴史の中には、ちょっと私も読み取れなかったんですけども、34 年以前も、やっぱりあの変わらないところでし尿を捨てたり、それからごみを焼いたりってしたことがずっと続いてきたわけですね。34 年に初めて日野市のゴミ処理場やし尿処理場ができて、もう既に 60 年以上なります。そして、今のところを 30 年が曖昧になって、さらに、たくさん、あの何年も続けば、あの地域の方々は、もう本当に 100 年近く、あの場所に、処理場が続いてしまう、そういうことになります。ですから、ぜひとも直ちにやっていただきたい。そして、話し合いを始めるのが令和 17 年っていいますと本当に 12 年後、今あの日野市の中でも、畑や田んぼがどんどんつぶされて宅地化しています。果たして小金井や国分寺のところに、こうしたごみ焼却場を、私達がどんなにあのゴミをゼロにしていくってことは本当に続けなければいけないことなんですけども、果たしてその用地が確保できるかどうか、そういったところも、もうありませんよって言われれば、もうそれまでになってしまいます。ぜひとも 1 日も早く協議をしていただくってということと、本当に先ほど皆さんおっしゃったり、言っていらっしゃるように、本当にごみゼロになれば、次の焼却炉は検討しなくてもいいかもしれませんが、その保証は全くありません。2050 年になって、そして、ごみはまだ残っているよってということになれば、本当にこれは大変な、この石田の地域の皆さんに迷惑をかけて、石田の地域ではなくても、その他の浅川の南の住民や、浅川の北側の住民の多くの方々に迷惑が続きますので。ぜひとも市長さんのお力で、この 3 市の協議を住民も仲間に加えながら、ぜひとも 1 日も早く開始していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。他にありますでしょうか。

（市民）

質問をさせていただいて、市長さんからご説明をいただきました。ありがとうございました。それを伺った上での意見申し上げたいと思います。一つはですね、今もお話ありました、速やかに協議を開始すると。速やかに、っていう今回の合意書の言葉を具体化していただきたい。12 年後まで課題を整理して、そこからやっと、建設場所の選定、この中には、共同処理続けるってことであれば、小金井なのか国分寺なのか、そこでは、市内のどこなのか、なんてことやっている、本当にいつ決まるかわからない。私は今、課題の整理の中で、この共同処理を続けることがふさわしいのかどうか、市民的な協議を含めて、直ちに協議を開始する必要があるというふうに考えています。大体、自分の市から焼却場がなくなれば、本気になってごみ減量しよう、市民のそういう努力が、水を差されるっていうんですかね、決して、積極的な方向ではないと私は考えていますが、そうした市民の意見なども含めて、直ちに協議を開始していただきたい。これ開始する上で、合意書の 2 番のところに市長として深く反省っていうのがありますが、直接的には行政に対する不信感、住民同士の意見対立っていうことで、特にクリーンセンターの周辺の住民の意見対立っていうことを意識しているのかなと思いますが、そもそも言えば、先ほど来出ていましたように、この 3 市の共同処理について、住民、市民の合意があったわけじゃないわけで、その原点に立ち返って、今後の 3 市共同ごみ処理の可否についても含めて、協議を市民的に開始していただ

逐語録

きたい、というのが一点。もう一点は、この公園の問題なんですけど、今回配られた広報ひの、後ろの方にクエスチョンがいくつかあって、この4番のところに、今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのまま良いのではないかという質問に、都市計画法違反の判決を受けたため、解消しなければなりませんっていう、こういう回答になっているんですけど、ちょっと回答と質問がかみ合わないような気がしますけど。今のごみ搬入路が公園の支障になっていることは、どう考えたって明らかですよ。公園使っていない人は支障を感じないかもしれないけど、公園使っている人は必ず支障を感じるもんで、これ市として市長として、当然、こういう認識を持っていると思うんですね。この公園の整備、合意書の中では、公園の早期実現という言葉になっていますが、今日資料でお配りいただいた、昭和53年のこの公園計画、これ全面的な計画があるわけですから、これはかつての計画ですが、現時点でこういう全面整備の構想を日野市としてただちに、市民、これこそ市民参加で作り上げていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

（司会）

ご意見ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

（市民）

すいません。私は、ごみ焼却施設の、ごみ焼却施設から約500mあたりのところに住んでいる者です。日野市に暮らし始めてから、約41年ぐらい経つわけですけども、常にごみ焼却場は私の生活圏の中に存在したということですね。それで、私の生活圏の中に、存在したということです。それで、2012年の3月、2012年あたりまでは、ごみ袋の有料化ということで、私達ごみを減量しなくちゃって、いうことでね、みんな、市民の皆さん、やってきたと思うんですよ。それで、2012年の3月の議会で、前市長の馬場市長さんは、議員さんのあの質問、つまりごみ焼却場を建て替えるにあたって、単独で小規模でやってくんですよという質問をしたという、それに対して、馬場市長さんは、そうですか、答えられたというふうに私もから、議会のときの議事録を確認して、そう思っていました。多くの市民の皆さんそう思っていたと思うんですね。ところが、その年の11月になって、小金井市と国分寺市を含めた3市の共同処理ということがメディア発表されて、えっていうふうに驚かれた人たちがほとんどだったと思うんですね。

私も近隣に住んでいて、ごみ焼却の、元の施設が古くなったっていう話は、市民としては耳にしていましたし、建て替えるのはもっと小規模になるんだなっていうこともそういう認識を持っていたんですけど、とにかくびっくりしたと。そこから多くの、馬場市長さんを含め、その後大坪市長さんになられて、各市内でいくつもの市民説明会が行われて、そこでほとんどの、私が出たのは2、3ヶ所だったと思うんですけど、反対ということでね。なんでこういう撤回をするんだっていうことで、反対の市民が多かったんじゃないかと。いろいろテレビでも取り上げられたりとかっていう形で、とにかく反対の人が多かったと思うんですね。ただ結局は作られてしまったっていうのが現実だったし、それの中でまたあの、ごみ搬入路という問題がまた新たに大きく浮上ってきて、何とか立ち止まるときがあったというふうに市長さん言われましたけど、だけれども結局、3市でやっぱりごみが小金井国

逐語録

分寺からごみが来れば、溢れさせてはならないって、それは市長さんの、確かに思いだったと思うんですけど、結局そこにごみ搬入路も作られてしまった。今その現実の中で、やっぱり司法は、それを違法と言われたわけですよ、そういう判断を下された。その中でやっぱりしなきゃいけないことっていうのは、何度もおっしゃって市の方もおっしゃっているように違法性の解消であるわけで、それをどうするかっていうのは本当強い決意を持って、やはり取り組んでいただきたいと思うんですね。やっぱり私もこの地域にお住まいの皆さんはなかなか北川原公園の搬入路をご覧になることはなかなか少ないのかもしれないと思うんですけど、一度ちょっと涼しくなった時期でもいいので、見に来てください。それで、やはり公園の中にあるごみ搬入路は、本当に私達が市民として受け入れられるものなのか、やっぱりあそこで子どもたちを本当に遊ばせて安心して行ってらっしゃいと見送って北川原公園に送り出せるような状況なのか、そういうこともやっぱり、あの見ていただきたいと思うんですね。私は日野市民として、あのままのごみ搬入路の公園は受け入れられない。そう思いますし、やっぱり市も、こちらで市長さんがね、とにかく市としてもあらゆる方策を検討するという決意をし、おっしゃっていらっしゃるんですから、やっぱりそこをね、本当に市民、多くのご意見も含めて、いろんな形で出して行って、何らかの形であの状況をなんとかしなくちゃいけないと思うんですね。それで、やっぱり公園といたら緑のある場所で、私はもっともっと、なんていうか荒れたような、特に都有地の方なんかもひどい状況だと思うんですけど、緑なんて本当に、ちょっとしかないって私は思ったりして。気候変動の会、この間市民会議もありましたけれども、やっぱりCO2を、カーボンニュートラルですかね、そういうのを減らしていくには、やっぱり緑を植樹していくとか、そういうことも必要だというような時代になってきていますから、やっぱりそういったことも含めて、北川公園をやっぱり私達が潤える、憩えるような場所にしていきたいなっていうふうに思っています。すいません、長くなりました。

（司会）

ありがとうございます。お時間の方もそろそろかと思えますけども、はいまだ、1人か2人ぐらいでお願いして。

（市民）

私、話を聞いておりましたですね、1点ちょっと確認をさせてもらいたいなと思って。この検討会の話なんですけど、もう、私が聞いている限りですね、この検討会の検討目的は、一つはこの公園の復元っていうか、これが一つと、もう一つが公園外へのごみの搬入路の検討っていうか、この二つが検討会の課題かなというふうに捉えたんですけど、間違っているでしょうか。それが一つと、もう一つ、この検討会の中でですね、技術面、財政面など云々書いてありますけども、私、あの法的な面もですね、検討に加えた方がいいんじゃないかなと。やっぱり、今回もやっぱりつますいちゃったのは、法的な問題ではなかったのかなというふうに思いますので、やっぱりこれだけのことをやるからには、いろんな法的な問題があると思いますので、この辺も検討に加えてらいいんじゃないかな、こんなふうな、見て思いましたので、よろしく願いいたします。

⇒（市長）はい、検討会の目的はおっしゃる通り、違法性の解消、それはそれを通じて公

逐語録

園の復元ということが両方あります、おっしゃる通り。それから、言葉足らずでありましたが、当然、財政的、技術的検討に加えて、法的検討を、違法な形でやってしまって、公園から搬入路がなくなりましたっていうといけませんので、当然法的な問題は前提であります。ちょっと言葉足らず、ご指摘いただきましてありがとうございます。その通りでございます。

（司会）

最後にお一方、じゃよろしくをお願いします。

（市民）

再度、北川原公園の早期実現についての市長の見解を伺います。この後ろに書いておりますが、平成18年に用地の取得が終わっていますから、その後は都市計画、広域公園であろうとも、早期の実現を果たすのが行政の責任だと私認識しております。今回の件で、ごみ搬入路とこの問題が書かれるように見えてしまうのは、逆に言うと判決が指摘したように、市側の失政の結果でありますから、当初市側から、市民に約束された北川原公園は、引き続き早期に実現しなければいけないのは行政が携わると思います。従って当然、この時点で市長として、この実現に向けての工程表はもうお持ちのはずだと思うんですが、それがあやなしや、また市長の見解を、ぜひ伺いたいと思います。

⇒（市長）

工程表ということになりますと先ほど検討会のプロセスをお示しいたしまして進めさせていただきました。この中で違法性解消と公園の復元という形で、あらゆる技術的財政的、先ほどご指摘あった法的可能性を検討した上で解消を図るということがまず前提ですね。その後に公園の実現ということになりますから、その公園の範囲がですね、今ある要は20号バイパスの西側ですかね、上流側の部分については、そういう形、この検討会って話なると思いますが、それ以外の下流側も含めたということになるとかなり広大なものになりますんで、これも早期実現を図りたいということではありますが、努力はいたしますけども、その工程表をちょっと今申し訳ございませんが、そこまで含めるとなかなか今現在は、具体的なものを持ち合わせてございません。すいません。

（司会）

すいません、もうそろそろお時間となりますので、まだまだご質問等もある方もいらっしゃると思いますので、今回ですね、アンケート用紙をお配りしておりますのでこの場でお書きいただいてもよろしいですし、あと、「広報ひの」の方で、開催案内のチラシの方の中でもですね、QRコードによってですね、ご意見ご質問をいただいておりますので、そちらをご利用いただいておりますので、ご質問をいただければと思います。それではすいません。

（市民）

遅刻してまいりました。三中の食堂ってことだけは覚えていたんですけど、案内がなくてですね、人も見当たらない、市長さんの公用車の運転手だけ見つかりましたんで訪ねまして、

逐語録

ここだということで案内してもらいました。説明会があるという張り紙の1枚や2枚貼れないのかなあと思うんですけど。次からの説明会にはちゃんと案内の紙を門のところからここまで5、6枚くらいは貼っていただきたいと思います。

（司会）

大変失礼いたしました。まだ今回はそういうことができなかったのが大変申し訳ございませんでした。まだ2回目から8回目までありますので、今ご指摘いただいた点をですね、改善していきたいと思いますので、大変申し訳ございませんでした。すいません、ちょっと時間もあれですので、以上をもちまして今回の説明会を終了させていただきたいと思います。今回ですね、皆様からいただいたご意見やご要望につきましては、これから始めさせていただきます、解決策の検討にも活かしていきたいと思います。また、その検討経過や結果につきましては、何らかの方法でご報告をさせていただければとも思っております。

本日は長時間にわたり皆様にご協力いただきありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたしたいと思います。ありがとうございました。

”